

第7回 茨木市バリアフリー基本構想協議会 議事録

1 日 時

平成 28 年 3 月 17 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分

2 場 所

市役所南館 10 階 大会議室

3 出 席 者

別紙出席者名簿のとおり

4 欠 席 者

猪井副会長、島田委員

松尾委員 【代理】星野晋司（西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部）

宮田委員 【代理】北川起祐（京阪バス株式会社 高槻営業所 所長）

森口委員 【代理】品川主査（大阪府茨木土木事務所）

川端委員 【代理】澤田主査

竹内委員 【代理】中村幸治（交通規制係長）

5 開催形態

公開（傍聴者 2 人）

6 次第及び議事の内容

（1）開会（副市長挨拶）

（2）議事 1：第 6 回協議会の主な意見とその対応について

議事 2：パブリックコメントで提出された意見及び市の考え方（案）について

議事 3：茨木市バリアフリー基本構想（案）について

【事務局より、議事 1、議事 2、議事 3 の内容について説明】

(委員)

【資料4、通番2】「基本構想を策定するにあたり、その目的や意義はどのように考えているのでしょうか」という問いに対し、外国人も見据えた言語のバリアにも触れておく必要があるのではないか。

また、リフトバスとノンステップバスの比較で、ノンステップバスの写真は、マウンドアップされた歩道から乗車している写真を掲載できないか。

(事務局)

市の考え方としてはバリアフリー化の推進を目的としており、庁内各課とも連携し、どの程度外国人の方等へ情報提供をしていくか、今後検討していく必要があると認識している。

また、ノンステップバスの件は利用できる資料を使用しているが、ノンステップバスの特徴がわかるよう、車内が写っている写真に差し替え・検討したいと思う。

(委員)

前回協議会で、完成後の点検が必要であると提言したが、今回、その日程調整いただいたことに感謝する。

(事務局)

3月22日の火曜日に、当事者の方々と市の職員でJR茨木駅前のバリアフリーについて検証したいと考えている。よろしくお願いします。

(会長)

計画をつくるだけではなく、PDCAサイクルの理念のもと、少しきめ細やかに継続することで、効果のある計画になると思うので、よろしくお願いします。

(委員)

【資料4、通番17】自転車のマナー向上とあるが、向上とは具体的にどういったことか。最近、自転車利用者のマナーの悪さがエスカレートしている。店舗入口の前に自転車が停まっており、出入りに支障がでている。店舗の方に伝えると、注意する旨の回答をいただくが、同じことが繰り返されている。

(事務局)

以前より駅周辺の放置自転車については指導、撤去を継続して行っている。歩道上の自転車が多くのところは、安全確保の観点で定期的に今後も取り組んでいきたい。そのなかでも、阪急茨木市駅の方は放

置自転車が、店舗前、出入口付近に置かれる場合が多い。店舗の方にもご協力をいただき、今後も続けていきたい。

（委員）

自転車のマナーの件で、私も危ない思いをすることが多い。急な飛び出しや、スピードが出ている方、歩道に停めていることも多い。市の方も取り組んでいると思うが、やはり限界がある。自治会や駅前商店街、警察と一緒に何か取り組みはできないかということを提案させていただきたい。

（事務局）

大阪府は全国的にみても自転車マナーが悪く、違反も多いと聞く。その中でも茨木市は比較的上位にくるということである。今年度もできるだけ車道を走っていただけるよう青い矢羽を道路に表示し、自転車通行空間の整備を進めてきた。4月以降はホームページ上に自転車の走行ルールやマナーの啓発について掲載する等、引き続き啓発を進めていきたい。

商店街等ハード整備が難しいところでの放置自転車については、放置自転車削減を商店街にご協力いただきながら進めたい。自転車の走行マナーに関しては、警察とも協議を図りながら、啓発の場所や時間帯、回数を増やしていくことを考えている。その時には、地元の方も参加いただきたい。

（会長）

地元の協力を得ることが非常に重要で、公式、非公式を含めエリアマネジメント会議といった施策をつくることが重要である。

（委員）

基本構想の中では、重点整備地区を決めて整備するとのことだが、それ以外の地域でも気になる箇所はたくさんある。今後、重点整備地区以外のところをどう整備するのか。目標年次、場所、改善手法がどういう形で示されるのか。また、気がついた要望の受け皿が、どういった形で保証されるのかを教えてください。

（事務局）

要望の受け皿として、道路交通課に各団体から毎年いろいろな要望をいただきながら対応しているのが現状である。今後は国の施策でもあるので、国の補助金を利用しながら重点整備地区内の整備を進めていく。普段から要望をいただいている段差解消や歩道改良に関しては、引き続き要望を聞きつつ個別に対応をしていく。新設道路は現行の基準でバリアフリー対応になるよう設計し整備を進める。

目標年次は道路自体の延長が長いので提示することは難しいが、全体の中で必要なところを抽出し、整備する予定としている。

(委員)

いつ頃道路の工事が始まるのか、整備されるのかということを、一般市民が知る方法はあるのか。

(事務局)

大きな道路改良工事はお知らせすることはできるが、小規模工事は基本的に地域の自治会や周辺の方に周知させていただいている。

(会長)

いろいろな特定事業計画があり、そこで大枠は示した上で、可能な限り地域の皆さんと協力しながら進めていただき、情報提供いただくことをお願いしておく。

(委員)

【資料4、通番18】福祉有償運送については、移動困難者に対する移動支援の充実を図るとのことであるが、一般の方はおそらく「移動困難者」と言ってもわからないと思う。ここで国が目指しているのは、公共交通機関にアクセスできない人に対して、個別送迎、輸送、タクシー、福祉有償運送、ボランティア等を想定しているので、できれば「移動困難者」とはどういった方を指すのか追記した方が良いと思う。

(事務局)

掲載するかどうかは検討させていただきたい。

(会長)

より多くのみなさん方にこの内容を理解していただきたいということで、そういう主旨がどこかで反映できるよう工夫していただきたい。

(委員)

自転車レーンを設けても、路上駐車により走行できないことが多々ある。今後は啓発活動等で走行できるようにしていただきたい。

もう一点、南茨木駅から立命館大学への道中、奈良交差点の歩道橋が撤去され、横断歩道が設置され

たが、障害者の方が横断歩道を渡るには信号の時間が非常に短い。高齢者にとっては途中で信号が変わってしまうので、そういう問題があることをお伝えしておく。

(委員)

全体の交通の流れを勘案しながら検討させていただく。

(会長)

横断歩道というのは、通常、歩行速度を毎秒1mとして計画しているが、お年寄りや体の不自由な方にとっては、もう少し長い時間が必要かもしれない。

(委員)

当該交差点では、茨木市で昨年起きた交通事故死の3件中2件が起きている。そういう意味でも、早急に検討しないといけない事項である。

(会長)

事故が起こったということは重大である為、その対応は各方面力を合せて考えていきたい。

(委員)

駅前では自転車の走行が極めて乱暴である。駅前では店舗前に自転車を放置している。夜間は特に居酒屋前に乱雑に自転車が放置されていて、車いすの方のみならず通行しにくい。そのあたりの意識改革は時間がかかるが、計画に従って進めていただきたい。

資料6中「案内情報設備の充実」という項目について、それぞれの施設について整備内容と目標時期を定めているが、備考欄に記載があるものとないものがある。例えば、駅については必要に応じ、利便性向上に努めると記載があるが、公共建築物については注記がない。記載のないものとあるものに違いはあるのか。

(事務局)

駅の案内情報は、基本的に各鉄道事業者により、乗り場案内、設備の案内、トイレ、エレベーター等の情報案内を既に整備していただいているが、それが分かりにくいとの意見をまち歩きやワークショップの時にいただいたので、その辺りの対応を指す。

駅前広場については、本基本構想の上位計画にあたる「茨木市総合交通戦略」の中でも、公共交通の利便性向上の一環として乗り場案内や施設案内が位置づけられているので、それと併せて整備をしてい

く考えである。その他備考欄に注釈のない施設については、基本的に新設設置を指す。

（会長）

すべての事業について、短期・中期・長期と目標時期が記載されている。したがって、ここで合意すれば、この内容で公認されたことになる。備考については、あくまでも参考的に記載されているので、ここの整合性を全てに図ることは難しい。削除してもいいが、それでは情報が減るので気になることを記載しているということである。「利便性」というのは非常に幅広い概念で、1つ1つの利便性の中身をここに記載することはかなり難しいと考える。備考は少し気になる点を押さえたことを意味し、目標時期の短期は、できるだけ速やかに実施するということでご理解いただきたい。今後、特定事業計画が出てくるので、そこで議論するものだと思う。

ただし、そういうご発言をふまえ、備考の書き方についても、不足しているものがあるかどうか、さらにチェックいただきたい。ただし、私の考えとしては、備考の欄にすべてなにかを記載するものではない。

（委員）

重点整備地区以外であるが、阪急茨木市駅から東側の歩道は凹凸が多い。他の道路でもそういうことはあるが、安心して通れる道路を目指し、改善をこれからもお願いしたい。

（委員）

以前、協議会で阪急バス研修の取り組みと、交通事業者向けのバリアフリー教育訓練等について紹介させていただいた。そのときに、各公共交通事業者の方にご検討いただきたいとお願いしていたが、【資料6 P5-47】「研修やスタッフの対応の充実」のところ、当事者を含めた取り組みを実施していただけるのかがみえてこない。4月から障害者差別解消法が施行されることもあり、公共交通機関の事業者の方に検討いただけるのか意見をいただきたい。

（委員）

京阪バスでは勤務形態が様々であることから、どれだけの人数が集まるか不明だが、前向きに実施することを検討している。また、月1回お客様接遇向上懇談会を開催し、様々な問題に取り組んでいるので、そのタイミングで実施できればと考えている。

以前、京都の営業所に行った際、視覚障害者施設の方と話をする機会があり、その時にどのようなバスの着け方が良いのか、どのようにすれば安全かといったことを伺った。その点もふまえて、一度当事者の方に、直接お聞きしたいと個人的には思っている。

(委員)

近鉄バスについては、社員研修として、バスドライバーに初めてなった方々に、妊婦体験や車いす体験を必ず行っている。また、フォローアップとして適宜研修を行っているが、あくまでも事業者内での研修であり、そういう意味ではご指摘のように障害者の方の気持ちを反映できていない可能性もあるので積極的に進めたいと考えている。また、職員の希望に応じて手話の講習等、バリアフリーの為の様々な情報を乗務員に提供し、関心のあるものには積極的に乗務員の参加を促している。

なかなか取り組みは進んでいないため、これは会社としての課題だが、CS についても積極的に取り組んでいきたいと考えており、管理監督者が資格等取得し、乗務員に伝えて行ければと考えている。

(委員)

阪急バスでは、毎年一回協働で研修をしており、今後も引き続き進めて行きたい。ただし、すべての従業員が参加することは勤務の都合上難しいので、インスタントシニア体験や車いす体験等に引き続き取り組みたいと考えている。

また、今年度より CS 向上の取り組みの研修会を月 1 回行っているので、お客様サービスの向上についても益々進めたいと考えている。

(委員)

大阪高速鉄道の研修関係については、内部でこれまでも行ってきたが、今回初めての取り組みとして、当社の本社がある豊中市の視覚障害団体の方を講師として招き、点字の研修会を行い、駅務員を中心に取り組みをはじめている。今後も当事者の方を招いた研修の充実を図りたい。

(委員)

阪急電鉄では、当事者の方をお願いする独自の研修は行っていないが、国土交通省、エコモ財団等が主催している研修会に参加し、当事者の方々から意見を伺う会には積極的に参加している。窓口の研修については、現在検討しているが、当事者参加がどこまで可能か、今後も検討したい。

(委員)

JR では駅務の社員については少なくとも年一回以上の勉強会を開いている。例えば、社員研修としてアイマスクによる視覚障害者の体験等を実施してきたが、当事者の方が参加されることはこれまでなかったので、特定事業計画の中で検討させていただきたい。

(委員)

健康福祉部では、【資料6 P5-47】にあるように、市の職員の障害者への対応ハンドブックを作成した。これは4月から障害者差別解消法が施行されるので、市職員の障害者対応要領を記載したものである。これに関し、来年度出前講座を開催する予定をしている。また各事業所においては、障害福祉課の職員が出向き、研修会を開きたいと考えているので、是非とも声掛けいただければと思う。

(委員)

【資料5、通番25】ノーマライゼーションの用語説明が追加されているが、「障害の有無にかかわらずだれでも普通の暮らしができる社会」という終わり方に少し違和感がある。これは理念、または思想のことなので、「社会」と限定されない方が良い。

(事務局)

本文中との関係を確認して、対応させていただく。

(会長)

それでは、次の議事4にうつる。

(3) 議事4：今後の取り組みについて

【事務局より、議事4の内容について説明】

(委員)

工事をするときには、どこで工事をしているのか、視覚障害の方にとっては私達以上に危険で情報を知りたいものだと思う。またガードマンに誘導されることもあるが、音が大きく伝わらないこともあるので、工事の場所や期間等情報は開示していただきたい。

特定事業計画が今後作成されていくが、専門用語があると分からないところもあるので、もう少し分かりやすい表現にしていきたい。また、問題点を確認しながら事業を進めて欲しいので、どのように進めるかは教えていただきたい。

(事務局)

できるだけ情報はお伝えする。協議会には様々な障害をお持ちの方に代表で出席していただいたので、意見を聞きながら進めたい。情報伝達等でも協力いただく形になるかもしれない。

(委員)

できることは協力させていただく。

(委員)

障害者差別解消法が4月から施行されるとのことだが、これについては、行政は適合義務で、事業者は努力義務と理解していいか。

(事務局)

法律に定めるところによると、地方公共団体が差別の禁止、合理的配慮の不提供の禁止、これらが謳われている。事業者については差別は禁止だが、合理的配慮の提供については努力義務であるという扱いになっている。

(委員)

【資料6 P5-44】で市民への啓発活動のなかで、「商業者を対象とした接遇マニュアルの作成」と記載してあるが、商業者に限定した書き方になっている。

(事務局)

商業者と記載したのは、事業者を排除した訳ではなく、基本構想の重点整備地区内には商店がたくさんあり、店舗の立地、商店の方の対応が重要になってくるので、商店街を中心に、バリアフリーを店舗内でも進め、啓発を行いたいということで「商業者」と表現している。障害者差別解消法とリンクはするが、実際にはバリアフリー中心の啓発という形で、ここに記載している。

(委員)

事業計画には、施設の管理についても含めていただきたい。

たとえば、JR 東口に新しくエレベーターができて1年が経つが、既に傷や落書きがある。そういった管理についてどう考えているのか。

(事務局)

エレベーター、エスカレーターに関しては管理は業者に委託し、点検を行っている。落書き等があれば、市民や職員から連絡が入るので、現場を確認し、対応するよう駅周辺以外でも随時行っている。

(委員)

クリエイトセンターのエレベーターは2箇所あるが、エレベーター内の車いす用の押しボタンが「開」ボタンしかないものがある。これから整備する際には、「閉」ボタンもつけていただきたい。

(事務局)

確認できていないが、施設の方でどの程度改修できるかという点もあるので、意見として伺う。

(委員)

おそらく移動困難な方が乗るということで、一般よりも長目に開く時間を取られていると思う。医療関係の仕事をしているが、「閉」ボタンを押されて事故に遭われていることが多い。エレベーターの中に入って閉じそうになった時に、「開」を押すのを間違えて「閉」を押して骨折されたといった事故があるので、特別なエレベーターは「開」だけとなっていると思う。

(委員)

本編と概要板については、点字版と音声版を是非作成いただきたい。また、特定事業計画も可能であれば点字資料を作成していただきたい。

(事務局)

特定事業計画については平成28年度となるが、ホームページ等で公表する。基本構想と概要版については、現時点で部数は確定していないが、点字で作成する予定をしている。また音声については検討したい。

(委員)

特定事業計画をホームページに公表するということは、全ての市民を対象にしているということなので、点字や音声版の作成もしていただきたい。ホームページは音声版を入れることは可能だが、点字版は載せられないと思うので、是非作成をお願いしたい。

(事務局)

特定事業計画の点字版をつくらないという意味ではない。各事業者の意見も聞き、調整する必要があるが、作成は前向きに考えている。

(委員)

賑わいという意味で、最近、JR 茨木駅や阪急茨木市駅周辺の施設に空き店舗が出てきており、防犯面からも今後事業を進める中でバリアフリーと共に駅の活性化も進めていただきたいが、空き家対策はどう考えているのか。

(副市長)

市全体のまちづくりという視点で、現在、空き家対策の計画策定を進めている。また、駅前などの中心市街地をどうするか、商店街やまちをどうするかといった関係の賑わいづくりについても計画づくりを進めている。当然のことながら、特に中心市街地は様々な方が利用される場所、施設があるので、商店の利用を含め、今回議論いただいたことを念頭に基本計画をつくる必要があると思っている。また、空き家についても、まちの安全というレベルでどう考えていくかという視点も忘れてはいけないと思うので、いただいた意見を参考に計画づくりに取り組んでいきたい。

(会長)

本日各委員からいただいた意見をふまえ、市の方で必要に応じて基本構想をブラッシュアップしていただき、計画を推進していただくよう、よろしくお願いします。

最後に、感想を述べたいと思う。

この委員会で感じたことは、障害をお持ちの方、色々な方々に参加いただけたこと、また、その障害をお持ちの方が、率直な意見を出していただいたこと、これは非常に有意義なことであった。事務局も色々な方の声を聞き、できるだけそれを汲み取っていく姿勢で協議会を進められたと思う。参加いただいた障害をお持ちの方々、交通事業者を中心とした関係者の方々から、真摯な態度でできるだけ努力をすると発言をいただいたことは非常にありがたい。

基本構想を策定しただけで、すぐにバリアフリー化が進むものではない。また、計画の中にはすぐにできるものだけではなく、長期のものも含まれている。こういった計画をきちんとつくっておき、そこから特定事業計画を作成した上で、PDCA サイクルにより、計画案を少しずつ実行し、もし問題があれば改善し、次の施策につなげる進捗管理を適切に行っていくことが、基本構想に魂を入れるということになる。

先ほど事務局から提案があったが、進捗管理ということで、この協議会を年1回の開催で継続することである。基本構想が十分機能し、障害をお持ちの方の不自由さが少しでも無くなるようなまちにできればいいと思う。

（事務局）

本日、いただいた意見をふまえ、茨木市バリアフリー基本構想を策定し、本年４月１日より運用して参りたいと考えている。なお、修正点の確認については会長一任でよろしくお願いする。

また、４月１日からの運用後は、今後それぞれの事業者において、特定事業計画を作成していただき、事業を進めて参りたい。委員におかれても、引き続き、ご理解・ご協力をお願いする。

それでは、最後に事務局を代表し、大塚副市長よりお礼の言葉を述べる。

（副市長）

この協議会は、様々な方が一堂に会してそれぞれの意見を言い合うということで、非常に有意義な会議となった。また、バリアフリーだけではなく、市全体のまちづくりに繋がる話だと思い、重く受け止めなければいけないと感じている。これは構想なので、これから特定事業計画を作り、実行していく過程で新たな課題も出てくると思う。そういう様々な場面で、今後も皆さんから指摘いただき、より良きものとしていきたいと考えている。

もう一点、この協議会のなかでいつも議論となったのが、「心のバリアフリー」である。これは非常に大きなテーマであった。障害者差別解消法がこの４月から施行され、この法律の名前は明確で、あまりこのような名前が法律名につくことはないはずであるが、既にそういうものが存在しているという前提での法律名であると思う。そういうことを法律の名前から私たちは理解し、認識をしないといけない。それは、まちに暮らすひとりひとりが認識しないといけないというところでの名前の付け方なのではないかと思っている。

今回の基本構想で進めるハード整備と心のバリアフリーを一緒にして、よりよく皆さんと共に暮らせる茨木市になるよう、邁進していきたいと考えているので、これからもよろしくお願いする。

（４）閉会

以上